

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し										
税目	所得税										
要望の内容 容	完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収を不適用とすること。										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（—	百万円）									
（改正増減収額）	（—	百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 事業者等の負担を軽減する観点等から、納税環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 100%のグループ関係にある完全子法人から親法人が配当を受ける場合など[※] ¹、その配当の支払時に源泉徴収が行われるが、源泉徴収された所得税等は、親法人の確定申告において税額控除され、還付金の支払等が行われる仕組みとなっている。 一方で、完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定にあたり、全額を益金不算入とすることが認められており、法人税が課されないにもかかわらず、源泉徴収の対象としていることについて、効率性、有効性等を高める検討を行うべきとの指摘^{※2}がある。 ※1 発行済株式総数の3分の1超を有する関連法人からの配当についても同様。 ※2 会計検査院「令和元年度決算検査報告」</p>										

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収を不適用とすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	検査対象延べ8,650法人のうち、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等について所得税額控除を適用していた法人数延べ1,667法人 (出典) 会計検査院「令和元年度決算検査報告」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	納税に係る実務負担を軽減し、納税環境の整備を図るものであり、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		納税に係る実務負担を軽減し、納税環境の整備を図るものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	